

飲食送迎用マイクロバス等の固定経費支援事業 Q&A

Q 1. 鳴門市内に本社があるが、店舗は市外にある場合は対象となるか。

A. 鳴門市内で飲食店等を営業している法人または個人を対象としているため、店舗が市内に無い場合は対象とはなりません。

Q 2. これから開業する予定であるが、対象となるか。

A. 令和3年4月1日時点で現に営業している法人または個人を対象としているため、対象とはなりません。

Q 3. 現在、休業していますが、申請の対象となるか。

A. 今後も事業継続の意思があり、要件を満たしている場合は対象となります。

Q 4. 葬儀会社だが法事の対応もしており、マイクロバスを所有しているが対象となるか。

A. 対象外となります。

Q 5. 複数店舗経営しており1台のマイクロバスを共有しているが複数申請できるのか。

A. 複数の店舗を営んでいる場合でも、保有するマイクロバスが1台であれば、申請は当該1台に限ります。

Q 6. 申請はどのようにするのか。

A. 申請書に必要事項を記載していただき、原則、郵送での申請をお願いします。

Q 7. 提出に当たって、郵送方法に指定はあるか。

A. 郵送事故防止のため特定記録または簡易書留にて送付ください。

Q 8. 一度提出した申請書類は、返却してもらえるのか。

A. 申請書類については、提出後の返却などは対応できかねますので、必要があれば写しを事前に保管してください。

Q 9. 要綱にある「現地調査等」とはどのような場合に想定されるのか。

A. 要件として記載している内容、特にマイクロバス等を有しているかどうか不明な場合、確認のために現地調査を行うことがあります。

Q 10. 現地調査等を拒んだ場合はどうなるのか。

A. 要件の確認ができない場合は、給付対象外となります。

Q 11. 請求してからどのぐらいで給付金をうけられるか。

A. 原則2～3週間程度を予定していますが、内容確認等に時間を要する場合はそれ以降となることもあります。

Q 12. 給付は複数回受けられるか。

A. 1台につき1回です。

Q 1 3. 給付金を現金でもらうことは可能か。

A. 確実な給付のため、口座振込のみの対応としています。

Q 1 4. 給付金は課税の対象となるか。

A. この給付金は、事業者の収入の減少や賃料・給与などの経費の補てんを目的とするもので課税の対象になりますが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。